

## 《高知女子大学看護学会誌投稿規程》

### 1. 投稿者の資格

投稿論文の筆頭著者は、本学会員に限る。但し、共著者はこの限りではない。また、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。共著者は、投稿された論文に重要な知的貢献をした者であり、全ての著者が論文の内容について承諾していることとする。

### 2. 原稿の種類

- 1) 原稿の種類は、論壇、総説、原著論文、研究報告、資料、その他であり、その内容は以下のとおりとする。著者は原稿にその種類のいずれかを明記するものとする。
  - (1) 論 壇：看護実践・看護教育・看護管理、看護の動向などについての提案や提言
  - (2) 総 説：過去に報告された研究・調査論文の総括、解説
  - (3) 原著論文：研究が独創的で新たな看護学の知見が得られ、論理的に記述されている論文
  - (4) 研究報告：調査や実験などの研究結果を系統的に記述し、看護学の発展に寄与する論文
  - (5) 資 料：看護に関する記録上重要なものの、調査や事例から得られた結果をまとめた記録・報告
- 2) 原稿は、和文および英文とする。
- 3) 原稿は、未発表あるいは未投稿のものに限る。また、本誌投稿中に他誌への投稿をしてはならない。

### 3. 投稿手続き

- 1) 原稿は、封筒の表に「高知女子大学看護学会誌原稿」と朱書きし、下記に書留郵送する。

〒781-8515 高知市池2751-1

高知県立大学看護学部内

高知女子大学看護学会編集委員会

- 2) 本学会様式の「投稿論文確認表」にもとづき、原稿をチェックする。「投稿論文確認表」は原稿とともに提出する。
- 3) 原稿は紙媒体で3部を送付する。うち2部は、著者が特定される氏名、所属、謝辞などの記載個所を空欄にする。
- 4) 投稿された論文は理由の如何を問わず返却しない。

### 4. 原稿の受領および採否

- 1) 原稿の受付日は編集委員会が原稿を受け取った日とし、原稿の受領を電子メールで通知する。
- 2) 原稿の採否は複数査読を経て、編集委員会で決定する。採用に際し、原稿の修正および種類の変更を求めことがある。
- 3) 原稿採用の決定後、本文および図表は電子媒体に保存して提出する。

### 5. 著者校正

著者校正を1回行う。但し、校正の際の加筆は原則として認めない。

### 6. 原稿執筆の要領

- 1) 原稿は原則として、MS-Wordで作成する。
- 2) 原稿の種類を問わず、和文の場合は、A4判横書きで、1行の文字数を40字、1ページの行数を35行とし、適切な行間をあけ、10枚以内（図・表を含む）とする。英文の場合は、1ページの文字数を800語程度とし、7枚以内（図・表を含む）とする。本文下部にページ数を記入する。
- 3) 外来語はカタカナで、外国人名、適当な日本語訳がない術語などは原則と

して活字体の原綴で書く。

- 4) 図、表および写真は、図1、表1、写真1等の番号をつけ、本文とは別に一括して作成する。本文原稿の右欄外に、それぞれの挿入希望位置を指定する。本誌掲載の希望サイズで作成する。
- 5) 文献記載の様式

- (1) 引用文献は、本文中に著者名、発行年次を括弧表示し、本文の最後に一括して著者名のアルファベット順に列記する。いずれも著者は3名まで表記し、それ以上は「他」または「et al」とする。同一著者による同じ年に発行された異なる文献から引用した場合は、発行年次に続けてアルファベットを付し、それらの文献を区別して表記する。例示：著者名(発行年次a)
- (2) 記載方法は下記の例示を参考にする。

①雑誌の場合

著者名(発行年次)、表題名、掲載雑誌名、巻(号)、ページ数。

②単行本(著者のみ)の場合

著者名(発行年次)、書名(版数)、ページ数。発行地：出版社名。

③単行本(編者あり)の場合

著者名(発行年次)、表題名、編者名、書名(版数)、ページ数。  
発行地：出版社名。

④翻訳書の場合

原著者名(原書の発行年次)／  
訳者名(翻訳書の発行年次)、翻訳書の書名(版数)、ページ数。  
発行地：出版社名。

- 6) 原稿には、表紙を2枚付け、1枚目の上半分には表題(和文・英文)、著者名(ローマ字とも)、所属機関名、図、表および写真などの枚数を書き、日本語キーワード4個以内を記す。下半分には赤字で希望する原稿の種類、別刷必要部数、編集委員会への連絡事項および著者の住所、氏名、電話番号、

メールアドレスを付記する。2枚目には表題(和文・英文)のみを記載する。

- 7) すべての原稿には、必ず400字程度の和文抄録をつける。原著の場合は、和文抄録に加え、英文抄録250語程度をつける。ただし、すべての原稿の種類で英文抄録の掲載が可能である。

## 7. 著者が負担すべき費用

- 1) 掲載料　規定枚数を超過した分については、所要経費を著者負担とする。超過料金は、刷り上がり超過分1ページにつき2,000円とする。
- 2) 別刷料　別刷料は全て著者負担とする。部数は最低30部とする。
- 3) その他　図表等、印刷上特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

## 8. 著作権

掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。最終原稿提出時に、本学会様式の「誓約書、および著作権譲渡同意書」を提出する。

## 附 則

- この規程は、平成9年9月1日から施行する。
- この規程の改正は、平成11年6月19日から施行する。
- この規程の改正は、平成18年7月8日から施行する。
- この規程の改正は、平成22年5月8日から施行する。
- この規程の改正は、平成23年6月19日から施行する。
- この規程の改正は、平成28年7月10日から施行する。
- この規程の改正は、平成30年12月24日から施行する。